

2020 年を振り返って

これは、2020 年のルクセンブルク情勢と今後の展望について、公開情報を中心に在ルクセンブルク日本国大使館がまとめたものです。

令和 3 (2021) 年 2 月

1 ルクセンブルク情勢

(1) 人口 62.6 万人、国土 2,500 km²の小国ながら一人当たりの国民所得が極めて高いセンブルクは、フランス・ドイツ・ベルギーといった隣国からの越境労働者とポルトガル系をはじめとする移民に国民経済の発展と労働力供給の多くを依存しており、毎日約 20 万人が国境を越えてルクセンブルクで働いている。従ってシェンゲン協定に定められた人の自由な移動は死活的に重要である。

(2) 当国が高い所得と生活の水準を維持していくためには、次の国富を生み出す分野を鋭敏に見極め、産業の軸足を移していく必要がある。グリーン・ファイナンス、ICT そして宇宙資源開発の 3 分野は、当国政府の今後の方向性として明確な官民一体の政策目標の一部となっている¹²。

(3) 民主党 (DP)・社会労働党 (LSAP)・緑の党の 3 党連立政権下で 2 年目に入った第 2 次ベッテル政権は、2019 年決算において財政黒字を達成するなど財政的な余裕を背景に、経済分野における競争力の追求、交通インフラの整備拡充、手ごろな価格の住宅 (Affordable Housing) の提供増加等を目指すと同時に税制改革を検討していたところに新型コロナウイルス感染が欧州に広がる事態に直面した。

2 新型コロナウイルスへの対応 (各種政策等とりまとめ : 別掲)

(1) 当国は、中国においてパンデミックが発生していた 2020 年 2 月に、中国各地に乗り入れているカーゴトラックを活用していち早く 5 トンにおよぶ衛生防護用品を輸送するなど中国に対する支援を行った。並行して、新型コロナウイルス対策で、数週間先を走っていたイタリアやスペインから素早く学び、3 月 17 日には政府が国民議会の審議を経ずに各種措置を実施できる非常事態を宣言し、防護服の購入、マスクの配布 (全居住者及び越境労働者一人当たり 5 枚を 4 月下旬から配布、次いで一人当たり 50 枚を 5 月下旬～6 月上旬に配布)、病床の確

¹ <https://odc.gouvernement.lu/en/publications/rapport-etude-analyse/programme-national-de-reforme/2020-pnr-luxembourg-2020.html>

² <https://luxembourg.public.lu/en/invest/competitiveness/portrait-luxembourg-economy.html>

保等を行った。中国政府・各種企業・民間団体等から大量の支援物資が提供されるとともに、当国政府も世界各地から防護服・防護機材・各種医薬品を大量に買い付け、またフランスを中心とするワクチン開発のための情報提供ネットワークにも参加してきた。

(2) ルクセンブルクの対新型コロナウイルス政策の軸の一つとして、5月下旬から大規模検査戦略が実施された。 ウイルス感染の質と広がりをも正確に把握するため、世界でも数少ない人口全数を対象とした PCR 検査を開始し、当国在住外国人や越境労働者も含む全人口に対して順次無料 PCR 検査（任意ベース）への招待を行った。戦略の第1フェーズ（5月27日～7月27日）では、当国人口のほぼ50%にあたる30万7751人の検査が行われ、9月16日から2021年3月まで続くとされる第2フェーズでは、1週間あたり5万3000人の検査が可能とされている。当国研究者は大規模検査戦略による無症状陽性患者検出の重要性を指摘しており、シミュレーションによれば、この大規模戦略により39.1%感染を削減できていると発表している。³

(3) 約20万人の越境労働者を抱え、特に医療従事者の約70%が越境労働者であるルクセンブルクにとって⁴、パンデミック下において近隣諸国との関係は重要な外交課題の一つとなった。 3月中旬以降の度重なる近隣国による国境管理政策が当国に与えた影響は大きく、アセルボーン外相をはじめ当国政府は繰り返し独政府への抗議を行った。3月15日に独政府がルクセンブルクとの国境閉鎖を発表した直後から独政府との交渉を行い、その2日後には越境労働者に対し証明書を発行することで国境通過を可能とする制度を確保することとなった。マスク配布やPCR検査実施の対象に常に越境労働者も含めることから、当国がいかに越境労働者を重要視しているか明らかであった。また、在宅勤務を行う越境労働者に関し、独、仏、白との間で課税協定の交渉を行い、被保険者や企業にとって負担がかかることなく在住国での在宅勤務を継続できる制度を整えた。その他、自国民の第三国からの帰還支援や仏グランテスト地域圏からの患者の受け入れ等、近隣国との協力関係が再確認された。

(4) 経済面では、雇用維持、企業活動継続支援、文化活動支援、中小企業支援、

³ <https://today.rtl.lu/news/luxembourg/a/1643434.html>

⁴ 2019年の調査によれば、ルクセンブルクで働く看護師の約3分の2が外国在住

<https://delano.lu/d/detail/news/lux-takes-steps-overcome-healthcare-staffing-issues/212653>

<https://sante.public.lu/fr/publications/r/rapport-etat-des-lieux-professions-de-sante-version-complete-2019/rapport-etat-des-lieux-professions-medicales-et-professions-de-sante-complet.pdf>

宿泊・飲食業支援の観点から、総額 110 億ユーロに上る政府支出を実施するとともに、民間企業の資金調達に係る政府保証割合を通常より引き上げる制度の導入等により民間企業の資金繰り対策を補完するなどした。

(5) 政府による制限措置に対する反発やデモ⁵は実施されてはいるものの、2020 年 7 月及び同年 11 月に実施された世論調査では、「高い能力があり好感が持てる」と国民から支持された政治家として、レナート保健相がベッテル首相をしのぎ第 1 位となり、政府のコロナ対策に対する国民の高い支持が表明された。

3 経済・財政・雇用政策

(1) 予算・公的債務

新型コロナウイルスに対する機動的財政支出の前提として、2019 年時点の当国の公的債務比率は GDP 比 22% と極めて低い水準にあった。これについては 2020 年度の歳出の拡大に伴い、2020 年において GDP 比 27.4% まで悪化することが見込まれている。なお、コロナ対策に要する経費を除いた場合、2020 年における公的債務比率 GDP 比 22.3% までの悪化にとどまるものと推計されており、当国が新型コロナウイルスへの対策として多額の歳出を計上したことが公的債務比率からも明らかである。一方、当国の財政に対するマーケットからの信頼は高く、2020 年においても、Moody's や Fitch といった主要な格付会社は当国の格付を「AAA」のまま維持している。また、2020 年 4 月に新型コロナウイルスに関する各種経済対策に係る 25 億ユーロの資金調達を行った際には、-0.035% というマイナス金利による資金調達が行われ、市場からの当国の政府債務に対する高い信頼が調達金利からも明らかである。

2020 年予算においては、公共交通機関の無料化、新型コロナウイルスへの対策としての一時的失業に対する手当の拡充などの重要な政策が含まれている。⁶

(2) 新型コロナウイルスに係る経済政策と金融業界の協力

金融業界では 5 万人以上が勤務し、当国 GDP の約 30% を生み出している。新型コロナウイルスのパンデミックにおいて、金融業界はテレワークに比較的早く対応が可能であり、その被害が相対的に小さかったことから、各種財政措置の対象からは除外される例も多く、企業融資がデフォルトした場合の債務引き受けに関して従来と比べてその負担率が引き上げられるなど、2008 年以降の金融危機とは異なり、「危機を救う側」として政府との共闘を求められる立場となった。

⁵ 2021 年 1 月 2 日にはルクセンブルク中心部で約 200 人規模のデモが発生。

<https://5minutes.rtl.lu/actu/luxembourg/a/1642863.html>

⁶ https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/economy-finance/2020_dbp_lu_en.pdf

(3) 新型コロナウイルスのパンデミック下における住宅政策

手ごろな価格の住宅 (affordable housing) の供給は、人口増加及び経済発展が続いている一方で、特に都市部での住宅供給が少ない当国において重要な問題ととらえられており、3党連立政権合意においても重要課題となっていた。2020年10月時点で、住宅省は57の自治体で308のプロジェクトにまたがって、3,600以上の手頃な価格の住宅の供給を目指して総額5億5000万ユーロに上る資金を提供している。予算の単年度主義による弊害を緩和し、住宅部門への資金供給を加速するため、4月には特別住宅開発支援基金を設立している。さらに、Housing Pact 2.0 とよばれるプロジェクトを開始し、地方公共団体に対して手ごろな価格の住宅供給の促進を求めて中央政府と協力を行う体制とした。このような住宅部門への投資は、新型コロナウイルスによる経済上の影響を緩和するものとされており、新型コロナウイルスによる予算への影響は生じていない。

(4) 雇用政策

一時的失業手当の拡充により雇用を可能な限り維持するというのがコロナ禍での最も重要な経済対策となった。2020年6月時点で8億ユーロ規模⁷がこれに対して支出されている。加えて、産業構造の変化等に伴い、いかに既存の労働力を上手く活用するかという観点から労働者や失業者に対する研修等も重視している。そもそも当国においては、高技能者や優秀な人材に周辺国等から来てもらわなければならない状況であり、そのための税制優遇 (impatriate tax regime) がある。一方で、パンデミックに対応するため、就労中の労働者向けのキャリアアップやキャリアチェンジが支援されている。また、当国商工会議所及び職業安定所は協力して失業者に向けて新たなスキルを得てもらえるような研修を実施しており、特に若年層の就職支援も行っている。パンデミックにより雇用が失われている一方でICTや建設分野で雇用が創出されている。

(5) 公共交通機関の無償化

輸送に関する二酸化炭素の排出量が全体排出量の60%以上を占めているといった現状を踏まえ、温室効果ガスの削減等を主たる目的として、2020年2月29日より当国の公共交通機関が全て無料となった。これについては、3党連立合意に2020年第1四半期からの公共交通機関の無償化が記述されており、この合意スケジュールに沿ったものである。これにより、当国は国家レベルで公共交通機関を無料とした最初の国となり、海外メディアからもこの取り組みは高い関心を持って報じられた。

(6) 税制改革

⁷ <https://luxtimes.lu/business-finance/40940-luxembourg-pays-800-mn-in-temp-jobless-aid>

2020年10月の国民議会における施政方針演説において、ベッテル首相は、新たな増税や増税によって購買力を下げるのは間違っている、2021年は社会保障制度の維持と危機の影響を可能な限り抑えることに注力することとしており、一般的な税制改革を計画していないと述べた。

その中においても、環境に関する税制改革は予定通り実施されたことは特徴的である。具体的に、ディーゼル燃料1リットル当たり約5セントの炭素税の導入が2021年1月より予定通り行われ、2021年における同税による収入は1億4800万ユーロが見込まれている。⁸持続可能な投資ファンドに対する登録税の減税について、グリーン投資の増加に比例して、登録税は5ベーシスポイント(0.05%)から1ベーシスポイント(0.01%)に引き下げられた。当国は、EU各国と比べるとドイツと並んで歳入に占める環境税の割合が低い国とされているが、2022年及び2023年に炭素税は引き上げられる予定であり、今後も環境税の伸張が予測される。

4 教育・文化政策

(1) 教育政策

新型コロナウイルスの感染拡大により、学校については一時完全なオンライン教育となったが、その後は段階を踏んで登校を再開し、教育の機会を平等に与え、生徒同士の交流を確保する努力をしてきている。

2020年9月からは「教育機会は最大に、感染リスクは最小に」をスローガンとし、新型コロナウイルスの感染拡大により加速された社会的・技術的な変化に対応していくことが必要としつつ、この危機をデジタル技術の発展に教育システムを適応させるチャンスともとらえている。この文脈で、若者の地域社会への関与強化や生徒の精神衛生向上、デジタル教育の拡充などの取組がなされている。

当国の医療体制が外国人材に依存しているという事実がコロナウイルス危機を通じて再認識されるとともに、外国で医学を学んでいるルクセンブルク出身学生の3分の1近くが卒業後ルクセンブルクに戻る意思がないとの調査結果が発表される⁹など、将来における医療人材の確保が危惧されている。そのような中、ルクセンブルク大学においては、2020年9月に医学の学士課程が創設された。また報道によると、2023年には医学修士課程を創設することも検討されて

⁸ <https://statistiques.public.lu/fr/actualites/economie-finances/conjoncture/2020/11/20201123/index.html>

⁹ <https://5minutes.rtl.lu/actu/luxembourg/a/1636854.html>

いる¹⁰。

(2) 文化政策

タンソン文化大臣は、文化部門を「(新型コロナウイルス) 危機によって最も苦しんだ部門の1つ」と位置づけ、アーティスト等への支援を行っている。2020年3月にはフリーランスのプロアーティスト及び舞台芸術分野の臨時雇用労働者に対する収入補償措置等が導入され¹¹、同5月には、団体に対する補償措置、文化・芸術活動復興のための援助、地方の博物館や観光遺産への投資など、500万ユーロの支援パッケージが発表された。2021年1月に新たな衛生管理措置の下、音楽ホール、博物館、映画館等の芸術文化施設が再開されたが、文化部門が厳しい状況に置かれていることには変わりなく、これらの支援措置は現在まで継続して行われている。

一方で、2020年12月、ルクセンブルクを含む地域に伝わる伝統的なホルン音楽芸術(当国ではこのようなホルンの奏者を「ハウペシュブレーザー」と呼んでいる)が、「エヒテルナツハの踊りの行進」以来10年ぶりにユネスコ無形文化遺産に登録されたことは、文化部門における明るいニュースの一つである。

5 社会情勢

(1) 大公宮府における改革

2019年、大公宮府の人事運営等に関する問題点を明るみに出すため、ベッテル首相は大公宮府に元会計検査院長ジャノット・ワリング氏を派遣し、2020年1月末には同氏による報告書¹²が発表されて大公宮府の組織改革が開始した。2021年6月に就任したユリコ・バックス大公宮府長官の下、ワリング報告書内で指摘された予算運営の問題点や大公妃による人事運営への関与等に関する改善を図っている。2020年はアンリ大公殿下御就任20周年となり、大公殿下のインタビュー記事では、大公宮府改革について、君主制を近代化し、より強固なものとすることを目的としていると述べられている。大公は折に触れ国民にメッ

¹⁰ <https://www.wort.lu/fr/luxembourg/un-master-en-medecine-a-l-uni-d-ici-2023-5ff2f94ede135b9236386b4c>

¹¹ https://gouvernement.lu/fr/actualites/toutes_actualites/communiqués/2020/03-mars/17-secteur-culturel-covid19.html

同措置は、現時点では2021年2月28日まで適用とされている。

https://gouvernement.lu/fr/actualites/toutes_actualites/communiqués/2020/12-decembre/18-mc-aides-artistes.html

¹² <https://gouvernement.lu/fr/publications/rapport-etude-analyse/me/rapport-du-representant-special-du-premier-ministre-aupres-de-la-cour-grand-ducale.html>

セージを發し、コロナ対策を含む現場を訪れ、防護策を採った上で国民と接しており、大公家に対する国民の支持は引き続き高い。

(2) シャルル王子御誕生

2020年5月10日、ギヨーム皇太子同妃両殿下の第一子、シャルル王子の御誕生が発表された。パンデミック下での大変喜ばしいニュースであり、祝砲や電子祝辞記帳等により国民から祝福された。

6 外交¹³

(1) 欧州外交

ルクセンブルクでは14,000人以上のEU公務員及び職員が働いており、当国は欧州連合の歴史的拠点の一つであることに誇りを抱いている。2020年には、欧州検察庁及びEUスーパーコンピューター推進プロジェクト機関(EuroHPC)が新たに当地に設立され、また、将来の欧州サイバーセキュリティセンター本部を誘致するため申請を行っている等、拠点としての更なる発展に向けて積極的に活動している。

(2) 国連外交

法の支配、気候変動対策、ジェンダーの平等、子供や脆弱な人々の権利保護、人権保護及びフェミニズム政策は当国外交政策の重要課題であり、2022年～2024年には人権理事会へ、2031年～2032年には安保理非常任理事国へ立候補を予定している。

(3) 対アジア政策

アセルボーン外相は、2020年11月の国民議会における外交演説の中で、中国はルクセンブルクにとって重要なパートナーであると言及しており、2019年の成都・ベッテンブルク間鉄道接続による中国との貿易ルートの多角化や環境問題への考慮を歓迎した。中国の7つの銀行が進出し、中国の欧州における金融拠点の一つとなっている。2019年には当地でA I I B総会が開催された。他方で、同外相は、中国はEUとは異なる価値観や世界秩序へのビジョンを持った競争相手であるとして、EU各国で連携し、対話を継続していくことが重要であると訴えている。

また、同外相は演説において日本との密接な関係についても触れ、皇室・大公

¹³ https://gouvernement.lu/fr/gouvernement/xavier-bettel/actualites.gouvernement%2Bfr%2Bactualites%2Btoutes_actualites%2Bdiscours%2B2020%2B10-octobre%2B13-etat-de-la-nation.html

https://gouvernement.lu/fr/actualites/toutes_actualites/communiqués/2020/11-novembre/11-asselborn-declaration.html

家間の交流の継続を願いつつ、経済的パートナーとしての日本の重要性がさらに大きくなるだろうと述べ、ブレグジットによる日系企業の当地移転に言及した。

(4) ブレグジット

銀行、保険会社、資産管理会社等、金融分野の 60 社以上がルクセンブルクに活動拠点を移転、もしくは拡大を行った。欧州の金融ハブの一つとなっている当国は、アイルランドなどと同様、ブレグジットによる企業移転という恩恵を受けた国の一つである。

7 日・ルクセンブルク関係

(1) 他の欧州諸国と並び、コロナ禍を受けてルクセンブルクも我が国の水際措置対象国となった。これにより二国間の移動が困難となり、一時的に当地在留邦人の帰国支援業務も発生した。3月末～5月末のフィンデル国際空港閉鎖中は、邦人の帰国時に近隣国空港を経由するため、国境管理を実施している近隣国への陸路入国が可能となるよう側面支援を実施した。

(2) パンデミックの影響で要人往来は実現しなかったが、5月12日にはベッテル首相と安倍総理（当時）の二国間首脳電話会談が実施され、両首脳間の良好な関係を確認することができた。

(4) 宇宙資源開発

2016年2月8日、ルクセンブルク政府が発表した「Space Resources.lu」計画は月や小惑星などから資源を採取し、商業利用するための宇宙資源開発支援の枠組みで、ルクセンブルクを宇宙資源の探査や開拓における欧州ハブとして位置づけるものである。この枠組みに基づき、2017年3月、株式会社 ispace Europe は、当国政府との間で、月の資源開発に関するMOUを締結した。これにより、ispace Europe は、ルクセンブルクにオフィスを置き、ペイロードの開発や組み立て、技術支援などの重要な技術サービスを開発していくこととなった。同社はNASAによる月資源の所有権移転プログラムのコントラクターにも選ばれており、米国も含んだ3か国での協力関係のハブとなりうる企業である。2020年12月には、同社及び在ルクセンブルク米国大使館等とも協力しNASAのプログラムへの参加についての記者会見を実施した。

8 2021年以降の展望

(1) 新型コロナウイルス

2021年も引き続き新型コロナウイルスが猛威を振るう中で、ルクセンブルク政府は状況を見つつ制限措置の強化と緩和を繰り返している。2020年12月28日からは医療従事者を対象にワクチン接種が開始され、年始も医療施設や高齢

者向け施設を中心に当国ワクチン戦略に基づく接種が進められている。政府は戦略に基づく優先順位に応じて順次、当国在住者及び越境労働者を対象としてワクチン接種（無料・任意）の案内状の発出を行っている。また、2021年1月25日時点の発表では、当国では累計36例の英国型変異種が確認されており、今後の発展についても注視していく必要がある。

（2）経済・財政の見通し

当国統計局（STATEC）が2020年12月に発表した2020年及び2021年の経済及び財政の見通しについては下表のとおりとなっている。悲観シナリオ、楽観シナリオいずれにおいても2021年のGDP成長率はプラスを見込んでおり、新型コロナウイルスパンデミックにより受けた2020年における経済的影響の反動が見られる。

（単位：％）

項目	2019	2020 （悲観シナリオ）	2021 （悲観シナリオ）	2020 （楽観シナリオ）	2021 （楽観シナリオ）
GDP成長率	5.8	-6.3	1.5	-5.1	6.7
雇用成長率	3.6	1.6	0.1	1.9	2.1
失業率	5.3	6.5	7.7	6.4	6.8
公的予算収支 （GDPに対する比率）	2.4	-5.2	-2.2	-4.8	0.1

（出典：STATEC）

これに加えて、公的債務比率は、2019年のGDP比22%から、2021年にはGDP比29.5%に達すると予測されている。この主たる理由は新型コロナウイルスに係る経済対策費用であり、これを除いた場合は2021年においてGDP比24.7%にとどまるとされており、新型コロナウイルスに係る経済対策費用が数字の面でも公的債務比率に深刻な影響を与えていることが明らかである。

（3）広報文化の課題

本年は、オリンピック開催を踏まえたスポーツ分野での発信強化・交流促進を図るとともに、開催地である東京はもちろん、日本の各地域の魅力を発信する機会でもあり、これを最大限に活用していきたい。他方で、新型コロナウイルスの影響により、多くの人を集める文化イベントの実施が難しい状況が続いているため、オンラインも含めて、多層的な取組で交流強化を図っていく必要がある。

2022年には、エッシュ・シュル・アルゼット市がリトアニアのカウナス市と並んで「欧州文化首都」となり、欧州地域における文化芸術発信の中心的役割を果たすことになる。当館としても、同年をルクセンブルクから欧州全体に日本文化を発信する機会とみて、積極的な取組を行っていく。

（4）二国間関係

新型コロナウイルスの影響により、本年は賀詞交歓会及び天皇誕生日レセプションの中止が決定した。対面での人脈構築の機会が限られる中で、感染予防策を講じた上での少人数での面会や電話・ビデオ形式での対話等積極的に活用し

ていく必要がある。

今年のオリンピック、2022年の欧州文化首都（エッシュ・シュル・アルゼット市）関連行事、2027年の日・ルクセンブルク外交関係樹立100周年等も念頭に様々な交流の可能性を追求していくこととなる。

当国は国民の未来を拓く経済面での成長分野の追求に熱心であるが、同時に欧州と自国の平和と繁栄の礎となる民主主義の諸価値の振興にも強い決意を有しており、我が国との良好な関係の維持強化を重視している。

こうした背景の下、我が国としても特に（1）外交政策の共鳴度の高いパートナーとして、また（2）グリーン・ファイナンス、宇宙資源開発、医薬製造等高付加価値産業の分野における手堅い投資先として、ルクセンブルクと対話と協力を深めていくことが望ましいと考える。

(別掲)

ルクセンブルクの新型コロナウイルス関連情報とりまとめ

2020年

2月

- 4日：シュナイダー前副首相の辞任を受け、ポウレット・レナート保健大臣が就任。
29日：ルクセンブルク一人目の感染者発表。

3月（第1波）

- 11日：ベッテル首相記者会見で各種措置を発表。
・ 1000人以上のイベント開催の禁止。
・ 中小企業支援の強化。
・ 医療施設において感染者収容キャパシティを確保。
・ テレビ電話での医療診断システムの導入。等
- 12日：初のCOVID-19による死亡（94歳）発表。
- 16日：ロックダウン開始。
・ 学校の閉鎖。
・ 必要不可欠でない店舗営業の禁止。
・ ホテル、レストラン、文化施設等の閉鎖。
・ 公共スペース移動の制限（出勤、食料品等買い出し等真に必要な場合除く）
・ テレワークの推奨。等
- 16日：アンリ大公によるビデオメッセージ発出。政府の措置・勧告遵守を呼びかける。
- 17日：ベッテル首相が「**国家非常事態**」を宣言。
- 18日：各種制限措置（「3月18日規則」）の発表。
・ 公共スペース移動の制限（出勤、食料品等買い出し等真に必要な場合除く）
・ 集客施設の閉鎖。
・ 経済活動の制限（食料品、薬局等例外あり）
・ 個人・企業への罰則規定。
・ **第三国国民によるルクセンブルク入国の禁止**
（欧州諸国の長期居住者、医療専門家、越境労働者、外交官等例外あり）。
- 21日：国民議会が「国家非常事態」の3か月間延長を可決。
- 23日：フィンデル国際空港の閉鎖。貨物便を除くすべての商用航空機の発着が停止。
- 30日：国内の医療体制再組織を発表。

4月

20日：**規制緩和の開始**（第1フェーズ）

- ・建設現場の再開。
- ・店舗内、公共交通機関等でマスク着用が義務化。

28日：大規模検査（Large-Scale Testing）戦略の発表。

5月

11日：**規制緩和**（第2フェーズ）

- ・中高等学校の再開。（※大学、高校最終学年は5月4日から再開）
- ・最大7名の集まり、屋外は20名までの集会が可。
- ・各種店舗、美容院、文化施設等の再開。

25日：**規制緩和**（第3フェーズ）

- ・小学校及び保育園の再開。

25日：**【大規模検査戦略】第1フェーズ（5月25日～7月27日）**

- ・17か所のドライブスルー検査所で、市民・越境労働者を対象に検査開始。

27日：レストラン・カフェのテラス席のみ再開。

29日：**規制緩和**

- ・指定席確保等を条件に、20名以上の集会が可。
- ・レストラン・カフェ**全席再開**。同テーブルには4名まで。
- ・フィットネス施設、映画館、プール等も再開可。

29日：Luxairの運航一部再開。

6月

10日：**規制緩和**

- ・20人までの集会はマスク着用等の制限なし。
- ・レストランでは同テーブルに10人まで可。

22日：**新型コロナ法の可決**。

- ・私的な領域については推奨事項のみ（自宅への招待人数制限なし）。
- ・店舗、公共交通機関等でのマスク着用義務。
- ・レストランでは同テーブルに10人まで可。等

24日：「国家非常事態」の終了。

6月下旬～7月中旬、規制緩和により感染者数が急増。

7月

1日：第三国国民による入国制限措置の改正により、**日本国民のルクセンブルク入国が可能となる。**

2日：規制強化の発表。

- ・プライベートの集会は20人までに制限。

19日：規制強化の発表（25日から適用～9月30日まで）

- ・自宅招待を10人までに制限。
- ・公共スペースの10人以上集会では2m距離確保の着席またはマスク着用。
- ・個人・企業への罰則制度の導入・強化。等

8月

9月

15日：**【大規模検査戦略】第2フェーズ（9月16日～2021年3月）**

22日：新型コロナ法改正法の可決。

- ・各種規制を12月31日まで延長。
- ・感染者の隔離期間の縮小（14日間→10日間）
- ・濃厚接触者の隔離期間は7日間。6日目に検査実施。

10月

※10月中旬～感染者急増。

27日：アンリ大公のビデオメッセージ発出。感染防止への協力呼びかけ。

29日：規制強化の決定（30日から適用）

- ・夜間外出制限（23時～6時）の実施開始。
- ・自宅招待を4人までに制限。
- ・レストランはテーブルごとに4人まで。
- ・100人以上の集会禁止。等

11月

23日：**部分的ロックダウン**の決定（11月25日～12月15日適用）。

- ・レストラン・映画館・劇場等の閉鎖。
- ・自宅招待を2人（同世帯）まで制限。

12月

15日：規制強化の可決（15日～2021年1月15日適用）

- ・ショッピングセンター等での飲食禁止・顧客人数の制限。
- ・レストラン等の閉鎖、夜間外出禁止、2人ルール等の継続。

24日：規制強化の可決（26日～1月10日適用）

- ・夜間外出制限の時間変更（23時～6時→21時～6時）

- ・ 必要不可欠な店舗以外は休業。
- ・ レストラン等の閉鎖。
- ・ 学校、保育施設、託児所の閉鎖。
- ・ 罰則の強化。

28日：医療従事者を対象に、最初のワクチン接種を開始。

30日：高齢者向け施設職員を対象に、ワクチン接種を開始。

2021年

1月

2日：ルクセンブルクにおいて英国型変異種の確認。

6日：高齢者向け施設住民を対象に、ワクチン接種を開始。

8日：規制緩和の可決（11日から適用）

- ・ 夜間外出制限の時間変更（21時～6時→23時～6時）
- ・ 必要不可欠でない店舗の営業再開。
- ・ スポーツ・文化分野の活動に関する規制緩和。
- ・ レストラン等の閉鎖継続（1月31日まで）、2人ルール継続。等

22日：各種制限措置の延長発表（2月21日まで適用）

25日：空路入国に関する新規規制の発表（29日～2月28日まで適用）

- ・ 空路入国について、フライト72時間以内に実施されたPCR検査又は簡易抗原検査結果（陰性）の提出義務。
- ・ 国外における滞在時間が72時間以上の6歳以上のすべての人を対象。
- ・ EU・シェンゲン域外からの入国者は、さらに到着時に空港で簡易検査実施。
- ・ 例外：72時間以内の他のEU加盟国滞在からの帰国、当国滞在が72時間未満の外交官や国際機関職員等。

2月

5日：ルクセンブルク入国制限対象リストの更新（日本を除外）

一部例外を除き、日本からの入国が不可（8日から適用）

8日～12日：初等教育機関の閉鎖（13日～21日：カーニバル休暇）

（了）